

日本環境共生学会 会員規程

平成 10 年 3 月 14 日 設立総会制定
平成 11 年 8 月 9 日 常務理事会一部改正
平成 12 年 5 月 12 日 常務理事会一部改正
平成 27 年 3 月 11 日 理事会一部改正
2019 年 3 月 8 日 理事会一部改正
2020 年 2 月 27 日 理事会一部改正

(会員の資格および投票権)

第 1 条 会員は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 正会員

- 1) 個人会員 環境との共生に関する研究あるいは応用に関心のある者で、所定の入会手続きを済ませた個人。なお、終身(別表)および大学院学生は個人会員とする。
- 2) 団体会員 環境との共生に関する研究あるいは応用に関心のある団体で、所定の入会手続きを済ませた団。

(2) 学生会員 環境との共生に関する研究に関心を持つ学生、またはこれに準ずる者で、所定の入会手続きを済ませた者。

(3) 特別会員 日本環境共生学会(以下「本会」という。)の運営に、特に、協力を要請する法人等の団体および個人で、理事会の推薦により会長が委嘱した者。

(4) 名誉会員 環境との共生に関する領域で著しい業務を上げ、かつ、本会に対する貢献度の高い者で、理事会の推薦に基づき総会の推薦を得た者。

2 総会の議決および理事・監事・評議員の選出に係る会員の投票権は、正会員のみが所有する。なお、団体会員の投票権は、1 団体当たり 5 票とする。

(会費)

第 2 条 本会の会員は、次の各号に掲げる会費を支払わなければならない。

(1) 正会員

1) 個人会員 年額 1 万円とする。但し、大学院学生の場合は年額 5 千円とする。終身は別表に示す。

2) 団体会員 年額 1 〇 5 万円。但し、1 団体当たり 1 〇 以上とする。

(2) 学生会員 年額 5 千円とする。

2 特別会員および名誉会員は、会費を納めることを要しない。

(会員の事業参加)

第 3 条 本会の会員は、定款第 2 条で定める事業に優先的に参加することができる。但し、会員区分に則した会費を未納の会員は除く。

(入会の申込等)

第 4 条 本会に入会を希望する者は、会員 1 名以上の推薦を得た入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 入会申込書は、郵送または FAX で学会本部事務局宛てに送付すること。

(退会の届出等)

第 5 条 本会の会員で退会を希望する者は、退会届を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 退会届は、郵送または FAX で学会本部事務局宛てに送付すること。

附 則 1 この規程は、平成 10 年 3 月 14 日から適用する。

附 則 2 この規程は、平成 11 年 8 月 9 日から一部改正する。

附 則 3 この規程は、平成 12 年 5 月 12 日から一部改正する。

附 則 4 この規程は、平成 27 年 3 月 11 日から一部改正する。

附 則 5 この規程は、2019年3月8日から一部改正する。

附 則 5 この規程は、2020年2月27日から一部改正する。

別表 個人会員（終身）

申請条件
当該年度3月31日に64歳の場合 1. 5年以上の会員歴がある 2. 60,000円を一括納付する
当該年度3月31日に65歳から69歳以下の場合 1. 当該年度3月31日に5年以上の会員歴がある 2. 70歳までの年数に1万円を乗じた額を一括納付する
当該年度3月31日に70歳以上場合 1. 5年以上の会員歴がある 2. 申請のみで会費の納付は不要
その他 1. 会費滞納が無いこと 2. 既に納付済み会費の返金を行わない 3. 在籍年数が不足する場合、不足年数分の年齢を先送りして適用する
会員資格 会員資格は他の個人会員と同じである
申請・継続方法 1. 資格を有する個人会員が個人会員（終身）への変更申請を行う 2. 総務委員長の確認・承認により個人会員（終身）への変更を確定する 3. 総会出欠票により会員継続の意思確認を行う